

## 生活保護行政の改善を求める意見書

年末年始の「年越派遣村」などの活動を契機に、生活保護の適用が全国に広がるなど、生活保護行政をめぐる情勢は大きく変化してきている。それに伴い、生活保護の申請数は大幅に増加し、どこの自治体でも増大する業務に追われている。

各市においては、国の配置標準数さえ下回るケースワーカー人数であり、援助が困難な世帯が増加しているにもかかわらず、相談や申請者の対応に追われ就労支援や訪問調査などに十分な時間が取れなくなっている。

また、申請者および受給者の増大に伴い、生活保護費等の地方自治体の財政負担も増大している。生活保護制度は憲法 25 条に基づく国民の生存権を保障するものであり、健康で文化的な生活をする権利を実現することは国の責任である。

よって、国におかれては、次の措置を講ぜられるよう強く要請する。

### 記

- 1 . 被保護世帯に対するケースワーカー配置の標準数「80対1」を「60対1」とし、地方自治体に増員を促すこと。
- 2 . 国の生活保護負担金を「4分の3」から、人件費も含め全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

大阪府和泉市議会